

令和2年6月

大東市議会

定例月議会議案

提出

令和2年6月1日

## もくじ

報告第 4 号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 5 号	令和元年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について-----	3
報告第 6 号	令和元年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告について-----	7
報告第 7 号	令和元年度大東市下水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告について-----	11
議案第 48 号	令和2年度大東市一般会計補正予算（第4次）について-----	別冊
議案第 49 号	令和2年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第2次）について-----	別冊
議案第 50 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	14
議案第 51 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	15
議案第 52 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	16
議案第 53 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	17
議案第 54 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	18
議案第 55 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	19
議案第 56 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	20
議案第 57 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	21
議案第 58 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	22
議案第 59 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	23
議案第 60 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	24
議案第 61 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	25
議案第 62 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	26
議案第 63 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	27
議案第 64 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	28
議案第 65 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	29
議案第 66 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	30
議案第 67 号	大東市農業委員会委員の任命について-----	31

議案第 68 号	大東市固定資産評価員の選任について-----	3 2
議案第 69 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	3 3
議案第 70 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	3 4
議案第 71 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	3 5
議案第 72 号	市道路線の認定について-----	3 6
議案第 73 号	新田地内水路整備工事（第 3 期）請負契約の変更について-----	3 7
議案第 74 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴 う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について-----	3 8
議案第 75 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	4 0
議案第 76 号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について-----	4 2
議案第 77 号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について-----	4 4
議案第 78 号	大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について-----	4 6

報告第4号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

- |          |  |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和2年3月24日  |
| 2 和解の相手方 | [REDACTED]<br>[REDACTED]   |
| 3 損害賠償の額 | 金185,000円  |
| 4 和解の理由  | 令和元年12月25日大東市職員駐車場の西側の市道において、本市自動車（生活福祉課）が当該駐車場から市道へ出ようとしたところ、北から後退してきた相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |



報告第5号

令和元年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

## 令和元年度大東市一般会計

## 繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	北条まちづくり推進事業(公共)	213,540,000	114,049,000
総務費	総務管理費	ふるさと納税事務費	133,852,000	25,299,000
土木費	道路橋りょう費	道路維持管理経費(道路)	3,850,000	3,850,000
土木費	道路橋りょう費	橋梁長寿命化等修繕事業	60,570,000	58,199,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	20,335,000	17,335,000
土木費	都市計画費	深野北谷川線新設事業	12,000,000	5,645,000
土木費	都市計画費	野崎駅・四条畷駅周辺整備事業	361,073,000	359,974,000
土木費	河川費	水路整備事業	5,996,000	5,996,000
教育費	教育総務費	GIGAスクール推進事業	776,330,000	667,268,000
合 計			1,587,546,000	1,257,615,000

左の財源内訳					
既 収 入	未収入特定財源			一般財源	
	特 定 財 源	国庫支出金	府支出金	地方債	
		26,792,000		78,500,000	8,757,000
					25,299,000
					3,850,000
		31,706,000		23,300,000	3,193,000
				15,600,000	1,735,000
				5,000,000	645,000
				308,800,000	51,174,000
		211,355,000		299,300,000	32,060,000
0	269,853,000		0	730,500,000	83,234,000
					174,028,000

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一



報告第6号

令和元年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告  
について

令和元年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公  
営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、上下水道事業管理  
者から報告があったため、同項の規定により次のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	管路更新 事 業	円 40,491,000	円 0	円 34,938,200

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
損 益 勘 定			
留 保 資 金			
円 34,938,200	円 5,552,800	円 0	大阪府の施工する道路拡幅工事 に併せて行う工事において、大 阪府の工事が入札不調となり、 さらに道路拡幅工事の進捗にも 遅れが生じたので、本工事の着 手が遅れたため。

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。



報告第7号

令和元年度大東市下水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告について

令和元年度大東市下水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、上下水道事業管理者から報告があったため、同項の規定により次のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の線越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 線越額
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	管渠築造費	円 21,555,600	円 0	円 18,230,300

左の財源内訳			不 用 額	説 明
企 業 債	補 助 金	損益勘定 留保資金		
円 14,300,000	円 3,000,000	円 930,300	円 3,325,300	大阪府の施工する道路拡幅工事に併せて行う工事において、大阪府の工事入札の取消しによる着手の遅れ及び地元調整により、本工事の着手が遅れたため。

(注) 翌年度線越額には、消費税及び地方消費税を含む。

議案第 50 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 中村 ゆう子氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所 [REDACTED]  
氏 名 中村 ゆう子  
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴

平成23年	5月	～ 現在	保護司
平成24年	5月	～ 現在	大東市議會議員
平成29年	7月	～ 現在	大東市農業委員会委員

議案第 51 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 辻田 茂氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所

[REDACTED]

氏 名

辻 田 茂

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成23年 7月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第52号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所 [REDACTED]  
氏 名 北村 允  
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴

昭和44年 4月	大東市奉職
平成15年 4月 ~ 平成17年 3月	選挙管理委員会事務局長
	公平委員会事務局長
	監査委員事務局長
平成17年 4月 ~ 平成19年 3月	教育委員会事務局生涯学習部長

議案第 53 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 生駒 平三氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

生駒 平三

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成19年 9月 ~ 現在 保護司

平成29年 7月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第54号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 濱田 孝雄氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

濱田 孝雄

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成29年 7月～現在 大東市農業委員会委員

議案第 55 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 中川 正純氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

中川 正純

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成29年 7月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 56 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所

[REDACTED]

氏 名

高 乘 馬 一 成

生年月日

[REDACTED]

議案第 57 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 北田 敏雄氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]

氏 名 北 田 敏 雄

生年月日 [REDACTED]

公 職 歴

平成29年 7月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 58 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 大西 寛治氏の任期が、令和 2 年 7 月 19 日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

大西 寛治

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成 26 年 7 月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 木村 晴男氏の任期が、令和 2 年 7 月 19 日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

木村 晴男

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成 3 年 1 月 ~ 現在 保護司

平成 23 年 7 月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 60 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 橋本 順昭氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

橋本 順昭

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成11年 7月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 61 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 西田 敏明氏の任期が、令和 2 年 7 月 19 日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所 [REDACTED]  
氏 名 西田 敏明  
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴

平成 29 年 7 月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第62号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 吉川 正芳氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

吉川 正芳

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成29年 7月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 63 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

辻 本 壽一

生年月日

[REDACTED]

議案第64号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 森田 一昭氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

森田 一昭

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

昭和46年 4月 大東市奉職

平成26年 7月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第65号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 小林 良一氏の任期が、令和2年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

小林 良一

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成26年 7月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 66 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

見浪 雅博

生年月日

[REDACTED]

議案第 67 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 阪本 清氏の任期が、令和 2 年 7 月 19 日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

阪 本 清

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成 29 年 7 月 ~ 現在 大東市農業委員会委員

議案第 68 号

大東市固定資産評価員の選任について

大東市固定資産評価員 西辻 勝弘氏から辞職願の提出があったので、その後任として、次の者を選任いたしました、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

野田 一之

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

昭和55年10月	大東市奉職
平成23年 4月 ~ 平成28年 3月	政策推進部長
平成28年 4月 ~ 平成29年 3月	理事兼政策推進部長
令和 2年 5月 ~ 現在	副市長

議案第69号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 松井 明博氏の任期が、令和2年9月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

松井 明博

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成29年10月～現在 人権擁護委員

議案第70号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 橋 敏和氏の任期が、令和2年6月30日満了するにつき、その後任として法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

北田 好美

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

昭和54年 4月 大東市奉職

議案第 71 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員として、法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所

[REDACTED]

氏 名

夏 田 美 智 子

生年月日

[REDACTED]

議案第72号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- 1 緑が丘一丁目18号線 (起点) 大東市緑が丘一丁目540番19先  
(終点) 大東市緑が丘一丁目540番29先
  
- 2 北条17号線 (起点) 大東市北条三丁目1995番17先  
(終点) 大東市北条三丁目1995番22先

理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路を市道として認定するため。

議案第 73 号

新田地内水路整備工事（第3期）請負契約の変更について

令和元年 6月 26 日付け議案第 44 号をもって議決された新田地内水路整備工事（第3期）請負契約を次のとおり変更する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

契約の金額中「227,771,500円」を「241,056,200円」に改める。

理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が、1 億 5,000 万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第74号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道  
企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道  
企業団の共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の  
経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更につい  
て、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に  
係る水道事業の経営に関する事務を追加することに伴い、大阪広域水道企業団規約を変更  
するため。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「泉南市」を「藤井寺市、泉南市」に改め、「四條畷市」の次に「、大阪狭山市」を、「忠岡町」の次に「、熊取町」を、「太子町」の次に「、河南町」を加える。

### 附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 75 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 33 号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する條  
例を次のとおり制定する。

令和2年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労  
働省令第40号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例（案）

令和　年　月　日  
条　例　第　号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことととができる。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき本市が設置する附属機関を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

## 大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市景観審議会の項の次に次のように加える。

大東市都市計画に関する基本方針策定市民会議	大東市都市計画に関する基本的な方針についての検討に関する事務	15人以内
-----------------------	--------------------------------	-------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 21 号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」  
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

2-22